

# 杉並区職員措置請求監査結果

(政務調査費に関する職員措置請求)

平成25年4月

杉並区監査委員

## 目次

<b>第1</b>	<b>請求の概要と受理</b>	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の主たる内容	1
4	請求の受理	2
<b>第2</b>	<b>監査の実施</b>	
1	陳述の機会等	3
2	監査対象事項	3
3	対象部局とその抗弁要旨	3
	3 - 1 総務部総務課	3
	3 - 2 区議会事務局	4
4	関係人と回答要旨	5
<b>第3</b>	<b>監査の結果と判断</b>	
1	監査結果	7
2	判断	7
<別紙>		
1	措置請求書	
	1 - 1 措置請求書	12
	1 - 2 新たな証拠	51
2	抗弁書	
	2 - 1 総務部総務課	88
	2 - 2 区議会事務局	92
3	関係人の回答	95
<資料>		
1	政務調査費条例	100
2	政務調査費施行規則	103
3	政務調査費取扱規程	105
4	事務処理の手引き	108

【注】 請求人等の氏名は仮名とし、請求人の住所・職業の記載は省略しています。

ホームページ掲載にあたり、別紙1の一部、資料1～4の掲載は省略しました。省略した資料を含む監査結果は、杉並区役所区政資料室及び杉並区立各図書館で閲覧することができます。

## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

a

### 2 請求書の提出

平成 25 年 2 月 7 日

### 3 請求の主たる内容

「安斉議員は 51 万円の不当利得を有している。当該不当利得を返還請求するよう杉並区長に求める。」(原文のまま)

請求人が提出した「杉並区職員措置請求書」は別添(別紙 1 - 1)であるが、主張事実及び平成 25 年 2 月 22 日に行った請求人の陳述の要旨は次のとおりである。

#### (主張事実等の要旨)

安斉議員は、家主の b 氏と賃貸借契約(賃借料 年 102 万円)を交わし、契約書を区議会議長に提出して、平成 23 年度において交付を受けた政務調査費から、賃借料の半額に相当する年 51 万円を事務所費として支出した。

一方、東京都選挙管理委員会(以下「都選管」という。)に届出された安斉あきら後援会(以下「後援会」という。)の政治資金収支報告書に添付されている事務所費の領収書写しには、「事務所賃借代 1 月分~12 月分(政務調査費との按分あり)」の記載が認められることから、安斉議員が後援会に同じ事務所を貸し、年間 51 万円の賃借料が安斉議員に支払われている。

つまり、不動産物件の転貸というべき行為であり、安斉議員は、実質的に負担する賃借料が年間 51 万円であることを明確に説明すべきところ、それを怠り、区議会議長をして賃借料が年間 102 万円であると誤認させている。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)別表政務調査費使途基準細目(以下「使途基準細目」という。)で、事務所費の上限を賃借料の 2 分の 1 以下と定めているのは、事務所を政治活動など別用途で兼用するような場合を考慮したものであり、賃借料をとって転貸することは想定していない。

転貸や二者以上が共同で借りるような場合、賃借料は契約書だけでは確認できない。使途基準細目の賃借料とは契約書上の金額ではなく、実質的に負担している額を指すものであることは明らかである。

これは、すぐる議員の例と比べれば分かることである。すぐる議員は平成 23 年度に、月 3 万円×10 箇月= 30 万円を政務調査費に計上し、積算根拠を次の資料を提出して明瞭に説明している。

賃貸借契約書(家賃・月額 110,250 円)

家賃の振込明細(月額 110,250 円)

みどりの未来からすぐる議員への家賃支払い領収書の写し(月額 50,000 円)

みどりの未来とすぐる議員の事務所使用割合を示す見取り図

すぐる議員が実質的に負担する家賃は 110,250 円 - 50,000 円 = 60,250 円であり、その 2 分の 1 を按分計算した結果が 3 万円である。

このすぐる議員の例に倣えば、安斉議員は、以下のように実質的な賃借料を説明する資料を提出すべきであった。

家主と安斉議員との契約書(家賃 85,000 円)

安斉議員が家主に払った領収書(月額 85,000 円)

後援会と安斉議員の使用状況を示す見取り図

後援会から安斉議員が受け取った賃借料の領収書

仮に安斉議員が、家賃の実質負担額が 51 万円であることを説明していれば、政務調査費から支出できる上限はその 2 分の 1 に当たる 25 万 5 千円であった。

政務調査費という補助金を受けて借りている事務所を転貸し、利益を得る行為は明らかに法令等に違反しており、違法・無効である。

#### 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 2 月 14 日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、法第 199 条の 2 に基づき、吉田愛委員、増田裕一委員の 2 名は除斥とした。

## 第2 監査の実施

### 1 陳述の機会等

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成25年2月22日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。当日、請求人は請求の趣旨を補足する陳述を行い、新たな証拠として、陳述内容を記載した書面及び他議員の事務所費の支出に係る書類の写しなど別添（別紙1-2）を提出した。

### 2 監査対象事項

安斉議員に交付された平成23年度の政務調査費のうち、事務所費に充てられた額の違法・不当の有無を監査対象事項とする。

### 3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件請求の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成25年3月1日に説明聴取を行った。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

#### 3-1 総務部総務課

政務調査費とは、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その支出等については、区議会事務局次長に委任されている。また、政務調査費の執行は、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

政務調査費の使途基準は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第6条及び別表で規定している。政務調査費の使途基準については、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会及び杉並区議会政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成23年5月及び平成24年4月に使途基準細目を一部改正をしている。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指した検討が常に進められており、適正な支出が行われていると考えている。

また、政務調査費の適正な使用については、条例第11条により、区議会議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができることとされている。今回の措置請求の対象となっている件については、条例第11条に基づき、区議会議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出

に誤りがあったとは認識していない。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費または政務活動費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

### 3 - 2 区議会事務局

#### (1) 政務調査費について

平成 12 年 5 月の法改正を受け、区では平成 13 年 3 月 23 日に条例を、同年 3 月 30 日に規則を定めている。これにより、政務調査費は条例に規定する要件を満たすものに対し政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ区議会議長に提出し、区民が閲覧できるように定めて透明性の確保に努めており、その後、平成 18 年第 4 回区議会定例会において、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を行っており、政務調査費の使途に関しては、規程を制定し、平成 19 年 5 月 1 日から施行している。

さらに、客観性をより担保させるため、政務調査費の使途基準をより具体化した詳細な使途基準細目を規程に追加し、平成 20 年 4 月交付分の政務調査費から適用している。その後も、その時々々の社会情勢を踏まえ、継続的に見直しを図ってきており、事務所費の対象となる賃借料についても、自己所有の場合、賃借の場合など具体的な事例に応じた取扱いについて定め、明らかにしている。

#### (2) 事務所費について

安斉議員は、賃貸人 b 氏との間で杉並区西荻南二丁目所在の物件（以下「本件事務所」という。）について月額 8 万 5 千円で賃貸借契約を締結し、安斉あきら事務所として使用している。本件事務所の居室数は 1 室のみであり、事務所の扉及び扉の横には、安斉あきら事務所と書かれた看板が掲げられていること、本件事務所は、後援会を含め、他の団体等に転貸等を行っている事実はないことを区議会事務局で確認している。

本件事務所については、区議会議員としての政務調査活動のほか、政治活動にも利用しているため、使途基準細目の規定のとおり年間 102 万円のうちの 2 分の 1 に当たる 51 万円を政務調査費で支出した。残りの 2 分の 1 の額については、政治活動による利用として後援会から支出を受け、都選管に提出した収支報告書のとおりである旨の報告を受けている。

#### (3) 請求人の主張に対する反論

請求人は、安斉議員が本件事務所を後援会に転貸して賃借料を得、それを隠して政務調査費の交付を受けたとして、その返還を求めるとして

いるが、全くの事実誤認である。

政治資金規正法第 19 条第 1 項では、公職の候補者は、その者がその代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができるとしている。そこで、安斉議員は、同人に係る政治資金の収支を明らかにするため、同人を代表者、同人の自宅である杉並区上井草四丁目を主たる事務所の所在地として後援会を設立し、これを政治資金規正法に定める資金管理団体として都選管に届け出て、同法第 12 条に基づき収支報告書を提出している。

当該収支報告書における事務所費は、本件事務所の賃借料のうちの安斉議員の政治活動部分について、後援会が資金管理団体の役目として支出したものである。この支出についての後援会宛の領収書が発行されているが、この領収書但書にある事務所賃借代とは、賃貸人である b 氏と賃借人である安斉議員との間で締結された賃貸借契約に係る賃借料を指すものであり、後援会と安斉議員との間に賃貸借契約があることを示すものではない。これは、後援会の事務所所在地が上井草四丁目であることから明らかである。すなわち、後援会が負担した金員は、本件事務所の使用の対価としてではなく、安斉議員の政治活動に対する活動資金として支出されたものである。

会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上経費を合理的に区分することが困難な場合が多いため、事務所専用として賃借している場合は、使用面積等による区分も困難であることから、政務調査費から支出できる事務所費の上限を 2 分の 1 とすることを使途基準細目で規定しており、本件事例は、何らこれに反するものではない。

安斉議員は、自らの政治活動に要した経費と政務調査活動に要した経費の透明性を確保するために、それぞれ適正に報告書等に記載し、提出等を行っているものであり、請求人が指摘するような、自ら賃借した事務所を第三者に転貸して賃借料を得ている事実そもそもないのであるから、請求人の請求は何ら理由がない。

#### 4 関係人と回答要旨

条例第 11 条で、区議会議長は政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、区議会議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成 25 年 2 月 14 日付け文書により調査協力を依頼した。その回答要旨は以下のとおりである。

安斉議員の事務所費（平成 23 年度分）に関する部分における請求人が指摘する不当である等と記載してある内容について、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行ったところ、安斉議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 23 年度の使途基準及び使途基準細目に基づく適正な

支出が行われていた。

続いて、請求人の主張に対する見解等として、区議会事務局の抗弁書と同様の要旨を記載した上で、安斉議員は政治活動と政務調査活動に要した経費の透明性を確保するために、それぞれ適正に報告書の提出等を行っており、請求人が指摘するような事務所を転貸して賃借料を得ている事実はないのであるから、請求には理由がない、としている。

最後に安斉議員からの説明が記載されており、その要旨は以下のとおりである。

議員が事務所を使用する際、議員活動のみではなく政治活動等にも使用する事は一般的であり、これを前提に用途基準等も定められている。本件事務所も同様であり、一定の按分を行い、それぞれ経費を負担している。契約当初より、議員個人の事務所として賃借しており、他への転貸等をしている事実は一切ない。

後援会は、自らの政治資金の収支を明らかにするため、安斉あきらを代表者として、杉並区上井草四丁目所在の同人の自宅を事務所所在地として政治資金規正法第 19 条に規定する資金管理団体として設立したものである。後援会は安斉あきらのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体（資金管理団体）として適正に届け出ており、本件事務所の賃借料の 2 分の 1 に相当する額は、後援会が同人の政治活動として利用している分の賃借料として契約当事者の安斉あきらに支払ったものにほかならない。

都選管に確認したところ、本件の領収書は、宛名（後援会）及び金額（51 万円）、但書（事務所賃借代）が正確に記載されており、支出の証明を正確に示す証拠書類であるとの回答を得ている。

今回の件が転貸に当たるかを契約立会人である c に確認したところ、契約当事者が使用するのであれば、同人が団体の代表者として使用していたとしても、社会通念上、不動産取引における転貸に当たらず、また本人が議員活動及び政治活動を行うことを想定して賃貸借契約を締結しており、転貸の認識は一切無いとの回答を頂いた。

後援会が団体として本件事務所を使用しているのではなく、後援会は政治資金規正法第 19 条に定める資金管理団体であるので、賃借料のうち安斉あきらが政治活動で使用している部分について資金管理団体の役目として支出し、収支報告書に記載しているものであり、請求人が事実を誤認しているに過ぎない。

なお、請求人は、すぐる議員の事務所賃借料負担の例を挙げ、本件事務所に係る支出を違法としているが、すぐる議員の場合は議員事務所と政治団体「みどりの未来」の事務所として使用しているものであり、他への転貸や共有の事実のない本件事務所の場合と同一視することはそもそも無理がある。



### 第3 監査の結果と判断

#### 1 監査結果

本件請求については、平成25年4月2日、監査委員2名の合議により次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

#### 2 判断

請求人の主張を要約すると、安斉議員は同人名義で賃借した本件事務所を後援会に転貸し、後援会から賃借料を得ながらそれを秘匿し、当該賃借料を控除することなく、家主であるb氏との賃貸借契約に伴う契約賃借料を前提とした政務調査費の交付を受けた。この政務調査費に係る支出は条例・規則等に基づかない違法・無効なものである、とするものである。

そこで、論点となる(1)本件事務所の使用実態及び(2)本件事務所の賃借料に係る政務調査費からの支出について検証することとするが、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた使途基準及び使途基準細目等に照らして判断するものとする。

##### (1) 本件事務所の使用実態について

まず、本件事務所の使用実態についてであるが、請求人は、政治資金収支報告書及びそれに添付された領収書の記載を根拠として、安斉議員が後援会に対して本件事務所を転貸しており、その対価として年間51万円の賃借料が安斉議員に支払われている、と主張している。

これに対し、対象部局及び安斉議員は、本件事務所を後援会を含め他の団体や個人に転貸している事実はなく、以下を論拠に請求人の主張は全くの事実誤認に基づくものであると抗弁している。

本件事務所は契約当初より安斉議員が専用の事務所として賃借し、政務調査活動及びその他の政治活動のために使用している。居室数は1室で、事務所には「安斉あきら事務所」と書かれた看板が掲げられている。また、政治資金規正法に基づき報告された後援会の主たる事務所の所在地は杉並区上井草四丁目にあり、本件事務所の所在地である杉並区西荻南二丁目とは異なる。

安斉議員は自身の政治資金の収支を明らかにするため、後援会を政治資金規正法に定める資金管理団体として指定し、都選管に対して届出を行い、収支報告書を提出しているものである。都選管に提出された収支報告書及びこれに添付された領収書は、本件事務所の賃借料のうち安斉議

員自身の政治活動に係る部分を政治資金として支出したことに對して作成し、提出・発行されたもので、本件事務所に関して計上された51万円が後援会の活動場所とするための対価として支払われたことを示すものではない。領収書但書の「事務所賃借代」の記載は、貸貸人b氏と安斉議員との間で締結された賃貸借契約に係る賃借料を指すものであり、後援会と安斉議員との間に賃貸借契約があることを示すものではない。

請求人から提出された事実証明資料及び対象部局から提出された抗弁書などから、以下の事実が確認できる。

本件事務所の所在地は東京都杉並区西荻南2-18-19 ウイング西荻南102号室で、鉄骨鉄筋コンクリート造の7階建の1階部分、占有面積は約18.38平方メートルである。

安斉議員は、本件事務所について月額8万5千円の賃貸借契約を平成19年6月1日付で貸貸人であるb氏との間で締結し、安斉あきら事務所として使用している。

後援会は、政治資金規正法に基づく安斉議員の資金管理団体として指定され、都選管に届出がされている。

都選管に提出された後援会の平成23年分収支報告書の「支出の目的」欄の該当部分には、「事務所賃借代 1月分～12月分」と記載されている。また、同じく収支報告書に添付された領収書の但書には「事務所賃借代 1月分～12月分（政務調査費との按分あり）」との記載がある。

それでは、本件事務所の使用実態と収支報告書等の記載について検証する。  
（本件事務所の使用実態について）

本件事務所の面積は18.38平方メートルで、部屋数1室であること、また、対外的な表示として事務所入口に掲出された看板は「安斉あきら事務所」とされていることが区議会事務局で確認されている。さらに、後援会の主たる事務所の所在地として本件事務所とは別の住所が登録されていることが都選管に提出された書類から確認できる。

これらのことから、本件事務所については、安斉議員が個人事務所として自らの政務調査活動及び政治活動のために使用しており、政治団体として借り受け使用しているものではないとする対象部局及び安斉議員の説明は首肯でき、後援会に転貸しているような実態はないと解することが自然である。

（収支報告書等の記載について）

政治資金規正法では、公職の候補者が自身が代表者となっている政治団体のうちから一つの団体を自らのために政治資金の拠出を受けるべき資金管理団体として指定することができることとされている。資金管理団体は、公職の候補者の政治資金等を管理するためのものであり、同法では資金管理団体に係る収支報告書等の提出が義務付けられている。

対象部局及び安斉議員は、都選管に提出された収支報告書及び領収書について、収支報告書の「事務所賃借代 1月分～12月分」の記載は、本件事務所の賃借料のうち政務調査費として交付を受けた分の残余である2分の1相当額を、同議員の政治活動分の政治資金として後援会から支出を受けたことを示すもの、後援会宛の領収書はそのことに対して発行されたもの、領収書但書の「事務所賃借代 1月分～12月分（政務調査費との按分あり）」の記載は、賃貸人b氏と安斉議員との間で締結された賃貸借契約に係る賃借料を指すものである、と説明している。当該収支報告書等の記載の表現は検討の余地があると思われるものの、本件事務所の使用実態と資金管理団体の法的性格や機能を踏まえると、これらの説明は首肯でき、収支報告書等の記載は、本件事務所の賃借料のうち政務調査費として交付された金額を控除した残余について、資金管理団体から同議員に政治資金として支出されたことを表すものと認めることが相当である。

以上を総合すると、当該収支報告書及び領収書の記載を根拠に本件事務所が安斉議員から後援会に転貸され、年間51万円の賃借料が後援会から安斉議員に支払われているとする請求人の主張は採用することができない。

## （2）本件事務所の賃借料に係る政務調査費からの支出について

次に、本件事務所の賃借料に係る政務調査費からの支出についてであるが、請求人は、すぐる議員の場合と比較し、後援会から事務所賃借料として支払われた額を控除した額を実質負担額として政務調査費算定の前提とすべきであったにもかかわらずこれをせず、51万円の政務調査費の交付を受け、少なくとも25万5千円を不当利得していることは、信義則に反しており、制度が想定しない不正受給であるので、51万円全額が無効な支出である、と主張している。

これに対し対象部局及び安斉議員は、政務調査費から支出できる事務所費の支出割合の上限は2分の1とすることを用途基準細目で規定しており、これに何ら反するものではないと抗弁し、以下のように説明している。

安斉議員は、本件事務所を政務調査活動のほか、政治活動で利用している。そこで、用途基準細目に基づき年間賃借料の2分の1に当たる51万円を政務調査費で支出し、残り2分の1は政治活動による利用として資金管理団体たる後援会からの支出を受け、都選管に収支報告書を提出したものである。請求人がその主張の論拠としているすぐる議員の場合は、賃借している事務所について区議会議員としての使用と政治団体「みどりの未来」としての使用がある。これに対し、安斉議員の場合は、他団体等への転貸ないし共有している事実はなく、同一視することは無理がある。

そこで、本件政務調査費の支出が請求人の主張するような違法・不当なもの

であったかどうかを検証する。

まず、安斉議員が年間事務所賃借料の2分の1の51万円を政務調査費の事務所費として計上し支出を受けたことが確認できる。

次に、政務調査費制度をみると、杉並区では条例及び規則において、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、用途基準等を定めており、議員が区政に関する調査研究を行う拠点として事務所を設置することは一般的に認められることとして、用途基準では支出科目の一つとして事務所費を掲げている。

さらに、区議会が学識経験者等第三者の意見も参考にしながら定めた用途基準細目において、自己所有の事務所については計上を認めないこと、賃借の場合の支出割合の上限は2分の1とすること、自宅兼用の場合は事務所部分の面積等を考慮した按分とすることを規定した。また、個人で契約する事務所賃借料の政務調査費の上限は月額5万円とするとともに、賃貸借契約書の写し又は間取り図の提出を義務付けている。

なお、支出割合の上限については、議員事務所における議員の活動が、区政に関する調査研究活動と、選挙活動、後援会活動などその他の活動が混在し、実務上経費を合理的に区分することが困難な場合が多いという実情を踏まえたものと考えられる。

以上みたように、事務所費に係る政務調査費の用途基準及び用途基準細目には、賃借料のうち政務調査費の対象部分以外の支出については特段の規定はないので、請求人が主張するように賃借料を得て、第三者に事務所を転貸している事実があればともかく、そうでない限り第三者等から何らかの資金提供を受けたかどうかは政務調査費の支出の適否及び交付額算定に影響を及ぼすものではないと解される。

また、請求人は、安斉議員が後援会に事務所を転貸し、賃借料を得ているとする主張を前提に、すぐる議員の場合と比較し後援会から支出された額を控除して政務調査費の事務所費を算定すべきとするが、本件においては(1)で検証したとおり、本件事務所を後援会が安斉議員から賃借し使用している事実はないので、政治団体との間で事務所を区分し使用しているすぐる議員のような場合とは明らかに異なり、年間賃借料102万円から後援会から支出された51万円を控除した額を事務所費算定の前提とすべき理由はない。

以上からみると、本件事務所は安斉議員が年額102万円で賃借している本人専用の事務所であり、その場合、用途基準及び用途基準細目に基づいて支出できる政務調査費の上限額は当該賃借料の2分の1である51万円であると認められる。本件事務所の賃借料に係る政務調査費の支出は、用途基準及び用途基準細目で求められる要件を満たしており、必要な書類等も提出されていることから、これを不適切とする理由はなく、請求人の主張するような違法・不当な点は認められない。

なお、本件事務所の賃借料に係る契約書、領収書等の証拠書類を確認したところ、政務調査費の事務所費支出に係る報告及び事務処理等は条例等に基づいて適正に行われており、法令違反の事実は認められなかった。

以上のことから、安斉議員に対する平成 23 年度の政務調査費の事務所費支出に係る財務会計行為に違法・不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないので、監査結果のとおり判断する。

# 別紙

## 杉並区職員措置請求書

杉並区監査委員御中

2013年2月7日

## 請求の趣旨

安斉昭杉並区議会議員の平成23年度(2011年度)政務調査費収支報告書(2012年4月4日受理)を検討したところ、上記の条例等の規定に反する次のような違法・不当な支出があることが判明した。

杉並区議会議員・安斎昭氏に対し、下記のとおり杉並区議会事務局は2011年4月から2012年3月分事務所家賃の一部として政務調査費から計51万円を支出した。

- 2011年4月13日・12万7500円(4月～6月分・按分率50%)
- 2011年7月13日・12万7500円(7月～10月分・同)
- 2011年10月12日・12万7500円(10月～12月分・同)
- 2012年1月13日・12万7500円(1月～3月分・同)

しかしながら、これらは法律・条例・規則等に基づかない違法・無効な支出であり、安斉議員は51万円の不当利得を有している。当該不当利得を返還請求するよう杉並区長に求める。

## 請求理由

安斉区議が区議会議長に提出した23年度政務調査費収支報告書ならびに提出資料によれば、杉並区西荻南2-18-19ウイング西荻南102所在の賃貸マンションについて、貸主・b、借主・安斉昭氏の間で、賃料月額8万5000円(年間102万円)の賃貸借契約が結ばれている。そして、この契約金額を算出根拠として、安斉議員は使途基準が定める「賃料の1/2」にあたる51万円を事務所費(2011年4月から2012年3月までの1年分)に計上・支出した。

しかしながら、当該不動産物件を安斉氏自身が第三者に賃貸しし、賃料を得ているという事実が明らかになった。すなわち、東京都選挙管理委員会に届出がなされた政治団体「安斉あきら後援会」の22年分・23年分政治資金収支報告書と領収書写しによれば、安斉氏自身が「安斉あきら後援会」に同じ事務所を貸しており、年間51万円の賃料が安斉氏に払われている。

各領収書写しには次の記載が認められる。

領 収 証
安斉あきら後援会様
510,000円
但事務所賃借代(1月～12月分 政務調査費との按分あり)
2010年12月31日 上記正に領収いたしました
安斉あきら 杉並区上井草4-16-8

領 収 証

安斉あきら後援会様

510,000円

但事務所賃借代(1月～12月分 政務調査費との按分あり)

2011年12月31日 上記正に領収いたしました

安斉あきら 杉並区上井草4-16-8

なお2012年1月 - 2012年3月は政治資金収支報告書が公開されておらず、安斉あきら後援会安斉氏に賃料が払われたかどうかを証拠上確認することはできない。だが従前の処理をみれば安斎あきら後援会に転貸しされていると推認される。

事実関係を以下に整理する。

安斉氏が家主のb氏と賃貸借契約(賃料年102万円)を交わした。

安斉氏は の契約書を区議会議長に提出して、契約賃料の半額に相当する年51万円を政務調査費から支出した。

安斉氏は、政治団体「安斉あきら後援会」に対して当該事務所を年間51万円で賃貸した。

ということになる。

つまり、不動産物件の転貸しというべき行為である。転貸しによって安斉氏は年間51万円の利益を得ている。政務調査費という補助金の入った事務所を転貸しして利益を得る行為は明らかに法律・条例等に違反しており、違法・無効である。

地方自治法第100条第13項及び第14項、および「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」等に基づき杉並区議会議員・会派に対して交付された政務調査費(議員1人あたり月額16万円)は法第232条の2に定める補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

また条例第9条は「政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」としている。また、同条例施行規則第6条は政務調査費の用途基準を定め、政務調査費の取扱いに関する規程第2条は、次に掲げる各経費を、「区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする」と定めている。

- 1 選挙活動に関する経費
- 2 政党活動に関する経費
- 3 後援会活動に関する経費
- 4 交際費(慶弔費、せん別、病気見舞、新・忘年会費等)に関する経費
- 5 飲食(会議等を主催する場合の茶菓を除く。)に関する経費
- 6 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 7 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費



- 8 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 9 その他政務調査の目的に合致しない経費

さらに、同規定第2条の2は、「政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない」と定めている。

同条例施行規則第6条に定める用途基準のうち、「調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費）」として事務所費を認めている。また同用途基準細目は、事務所費について次のように規定している。

事務所賃料について

自己所有	できない	
賃貸	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2

政務調査費が用途を厳しく限定された補助金であり、転貸して利益を得るなどということ想定していないのは明らかである。事務所費の上限を賃料の2分1以下と定めているのも、事務所を政治活動など別用途で兼用するような場合を考慮したものであり、賃料をとって転貸しするといったことを想定したものではない。本件のような転貸しは社会通念上も認めがたい行為である。

杉並区議会の歴史にも前例をみない。重大な信義則違反である。

安斉氏は元監査委員であった。つまり政務調査費の用途について豊富な専門知識を有しており、転貸しをした場合に違法性が問われることを十分に認識できる立場にあった。それにもかかわらず、転貸し的事实を区議会議長に報告しないまま事務所費として51万円を政務調査費から支出したのである。家主であるb氏と安斉あきら氏との契約書とあわせて、安斉あきら氏と「安斉あきら後援会」の契約書もあわせて区議会議長に提出し、安斉あきら氏が負担する実質的な賃料が年間51万円であることを明確に説明すべきところ、それを怠り、区議会議長をして賃料が年間102万円であると誤認させているのである。安斉氏の行為は悪質性があり、悪意の受益者というべきである。

なお、同種の支出について杉並区監査委員は同様の例について過去に監査を行っており、「賃借料については賃貸借契約書の写し又は間取り図が提出されていれば、不適切とする理由はない」とする判断をしている。だが、支出がなされた時点で議会事務局は転貸し的事实を知らなかったものであり、その後転貸し行為が発覚していながら、発覚以前の手続きの外見的正当性だけをもって「不適切とする理由はない」というのは不十分な監査というべきである。転貸しという重大な新事実を考慮したうえであらためて支出の是非を慎重

に監査されたい。

請求者

a 印

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

疎明資料

別紙1 安斎昭議員の平成23年度政務調査費収支報告書に添付された事務書賃料の領収書(計4枚)

別紙2 安斎議員が区議会議長に提出した賃貸借契約書

別紙3 「安斎あきら後援会」収支報告書(22・23年分) 別紙3-1 別紙3-2

別紙4 「安斎あきら後援会」収支報告書に添付された領収書(22・23年分)

以上

## 意見陳述

2013年2月21日

杉並区監査委員様

はじめに

住民監査請求請求人の a です。

私はこれまで何度かにわたって住民監査請求を行ってきました。監査委員の報酬に関するもの、選挙管理委員の報酬に関するもの、そして政務調査費に関するものです。杉並区監査委員はこれらをすべて棄却、または却下しました。私はこの判断がおかしいと考えましたのでそれぞれ住民訴訟を起こしました。その結果、監査委員の報酬をめぐる訴訟では支出を違法だとする判決がだされました。ご存知のとおりです。行政委員の交代にともなって、前任者にも月額15万から24万円にのぼる満額報酬を払い、後任者にも月のうち数日しか在籍しないのに同額を支給するという問題でした。

のこりの訴訟は係争中の1件をのぞいては敗訴しましたが、違法性があることに間違いはないと考えております。つまり、非常勤行政委員にたいして月のうち数日しか在籍するだけで15万円～30万円といった月額報酬を払っていることについて、住民監査請求の出訴期間をすぎていることを理由に却下となりました。また、山田宏前区長の政治資金パーティのパーティ券代に政務調査費が使われたことの違法性を問うた訴訟も、敗訴はしましたが、福岡地裁の同種の判決をみれば明らかに違法性があると思っています。

現在係争中の訴訟は、半年休んだ選挙監理委員にたいして月額24万円の報酬を払い続けたのは違法ではないかという内容です。

住民監査請求は地方自治法に基づいた住民の権利です。しかしこれは本来の私の仕事ではなく、できることならやらずにすませたいと思っています。それでも手間をかけてこうして申し立てを行っているのは、監査委員や選挙管理委員会、区議会を含む杉並区の行政機関に対して、健全な自浄作用が働くよう願っているからです。監査委員は行政機関としての監視機関ですから、まさに自浄作用のために働いているといつてよいと思います。これまでの請求や訴訟を通じて条例や公金支出の運用に改善がみられた点があり、多いに評価するところです。しかしながら、なお健全に自浄作用が働いているとは言えない状況です。その顕著な現れが今回の住民監査請求の主題である、安斎あきら議員をめぐる政務調査費と事務所費の問題です。

万が一、仕事が増えてうんざりだといったご感想をお持ちだとすれば、それは監査委員が本来なすべき仕事をしていないために生まれた作業というべきです。私が住民監査請求を起こした問題というのは、すべて事前に報道されています。それでもいっさい改善はなく、監査をして是非をただす動きもありませんでした。やむを得ず住民監査請求を起こしたのです。今回も、報じたにもかかわらず議員、行政、監査委員にまったく動きがありませんでした。自から監査をしたならば、こうした手続きをする必要もなかったことを確認しておきたいと思っています。

安斎あきら氏について

1



安齋議員は2007年4月に初当選し、東日本大震災直後の2011年4月に再選しました。その後、同年5月から1年間、区監査委員をつとめました。監査委員就任当時、杉並区では東京電力所有の用地を購入する計画がありました。監査委員はそうした公金の使われ方について厳しく監視をするべき立場にあります。しかし、じつは安齋議員は当の東京電力の現職社員でした。監査委員就任当時、この事実を把握しているものは区役所や議会にもほとんどおらず、元社員と誤解されていました。また2011年4月の統一地方選の際には、複数の全国紙が「元東電社員」と誤った経歴を報じました。安齋氏本人が明確に自身の経歴を説明してこなかったことに原因はあるといえます。

安齋氏はこのほかにも、2008年に東京電力や関連会社が所有する原子力施設を視察した際、東京電力の招待でありながら政務調査費を使ったうえで、青森県が作成した冊子や電力会社のホームページをほぼ丸写しにした内容の「報告書」を議長に提出しております。こうした人物が監査委員に就任して、はたして区民のために厳正な監査ができるのか疑問です。監査委員が区幹部と有力議員の天下り利権になっていること問題は従来の訴訟で指摘してきたところです。それが現在もまったく改善されていないことを、安齋氏の監査委員就任は示しています。

仮に天下りであっても誠実かつ緻密に仕事をしているのならまだましだといえます。しかし、実際はそうならないことを安齋氏の事務所費問題は表しています。監査委員の問題というよりも、人選をした区長や区議会の問題です。

#### 事務所費について

さて、請求書に記載したとおり、事務所費を政務調査費で支出する際、安齋氏は後援会に又貸ししている事実を伏せたまま、年間51万円の家賃を計上しました。安齋氏と大家の契約は年102万円で、使途基準上限の2分の1は51万円だという説明です。しかし、一方で「安齋あきら後援会」に又貸しする格好で、安齋氏は後援会から51万円の家賃を受け取っていることが、政治資金収支報告書などを調査してわかりました。この事実を安齋氏は議長にまったく説明していません。

この行為がいかに不誠実であるかは、すぐろ議員の例と比べれば明らかです。すぐろ議員は23年度に、月3万円×10ヶ月＝30万円を政務調査費に計上しています。その積算根拠は提出された資料から明瞭に説明されています。つまり、すぐろ議員が議長に提出した資料とは以下のとおりです。

- ①大家とすぐろ議員の契約書（家賃・月額11万250円）
- ②すぐろ議員が大家に支払った振り込み明細（月額11万250円）
- ③「みどり未来」からすぐろ議員への家賃支払い領収書の写し（月額5万円）
- ④事務所を「みどり未来」と「すぐろ議員」で使いわけていることを示す見取り図

これらの資料を総合して検討すれば、すぐろ議員が実質的に負担している家賃は11万250円－5万円＝6万250円であることがわかります。その2分の1を按分計算した結果が3万円ということです。

安齋氏が議長に提出した資料とは、家賃8万5000円とかかれた家主との契約書だけです。その2分の1として年間51万円を政務調査費で支出しています。しかし、う

えのすぐる議員の例に習えば、安齋氏は、以下のように契約書や領収書のほかにも実質的な「賃料」を説明する資料を出すべきでした。

- ①家主と安齋氏との契約書（家賃8万5000円）
- ②安齋あきら氏が家主に払った領収書（月額8万5000円）
- ③「安齋あきら後援会」と「安齋あきら」の使用状況を示す見取り図
- ④「安齋あきら後援会」から安齋あきら氏が受け取った賃料の領収書

安齋氏は昨年度の政調費について、同様の指摘を住民監査請求でなされています。しかしその後も、改善はなく、転貸しについて議長への報告はありません。悪質というほかない態度です。

これが認められるのであれば、すぐる議員は「みどり未来」の領収書を提出せず、賃料は11万250円だと説明して上限の月額5万円を計上すればよいということになります。すぐる議員は実質的に負担している賃料を誠実に説明しました。一方の安齋氏はごまかしたも同然のことをやっています。ごまかした者が得をするという運用が、はたして公金を扱うものの態度でしょうか。

転貸しや2者以上が共同で借りているような場合、賃料は契約書だけでははっきりしないのは当然です。この場合、杉並区の政務調査費使途基準にうたう「賃料」とは契約書上の金額ではなく、実質的に負担している賃料をさすものであることは明らかです。転貸しや共同借り上げの事実があるのなら議員は誠実にそれを説明する責任があります。

仮に安齋氏が、自身が実質的に負担している家賃が51万円であることを誠実に説明していれば、政務調査費の上限はその2分の1にあたる25万5000円となるべきでした。あるいはその後、追ってそのような説明をしているのであれば、不当利得は25万5000円であるという理屈になりえます。

しかしながら、安齋氏は現在もお、事務所をめぐる賃借関係すべてをつまびらかにしていません。つまり「安齋あきら後援会」以外からも賃料を取っている可能性すら疑われるのです。賃料がいくらであるかはいまだ確定していないというべきです。安齋氏は正確な賃料を説明するだけの資料を提出しないまま、すくなくとも25万5000円も多い金額を政務調査費から受け取ったのです。不正受給であり、51万円すべて無効というべきです。

### 神奈川県「転貸し」事例

なお、最後に神奈川県の場合を紹介しておきます。AからBへ物件が転貸しされ、元の契約金額（Aと大家の契約）より高い金額で議員がBから借り、それを政務調査費で支出したという問題です。安齋氏の例が認められるのであれば、たとえば次のような行為も可能となります。

- ①月額3万円の木造アパートをU議員の支援者Sが借りる
- ②Sは議員Uに10万円で転貸しする（7万円がもうかる）
- ③Sとの契約書をつかって、議員Uは按分2分の1にあたる5万円を政務調査費から受け取る（5万円を自己負担）

Sが利益の7万円をUの政治団体に寄付するなどして環流させれば、家賃3万円のアパートを借りて政務調査費から5万円を得るといった、資金洗浄まがいのことも簡単にできてしまうのではないのでしょうか。

また、もっと単純に、公表義務のない転貸し契約を多数むすぶということもできてしまいます。安齋氏と家主が8万5000円で契約した事務所を、たとえば10人にそれぞれ月1万円で貸すということもできるのではないのでしょうか。

安齋氏の転貸し問題は、こういった不正に道を開くものにほかなりません。これを放置するならば、5つ星どころか悪質な自治体として5本の指に入りかねないと危惧します。杉並区に住みたいという人が減ってしまえば、税収への悪影響は避けられません。杉並区の監査委員は、これまで信用を落とす行為がいくつもありました。先にふれた月額報酬問題、そして先日の日弁連から勧告を受けた匿名問題もそのひとつです。天下りも現在のところ改善の兆しは希薄です。

個別外部監査をもとめる予定でしたが、あえて監査委員監査を求めることにしました。厳しく誠実な監査ができると信じているからです。また、監査委員のみなさんに、わたしたち区民が実感している疑問を深く考えてほしいという願いからです。区民や国民が納得し、信頼回復につながるような監査を求めてやみません。

以上

## 抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長  
与島 正彦

### 1 政務調査費の条例等の制定について

議員の調査活動のための経費については、従前は、地方自治法第 232 条の 2 に基づく補助金として、杉並区規則に基づき区政調査研究費を支出していたが、平成 12 年 5 月の地方自治法（以下「法」という。）の一部改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる」とこととされたことから、法第 100 条第 14 項に定める交付金として支出できることとされた。

上記法改正を受けて、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を、同年 3 月 30 日に同施行規則を定めている。

これにより、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとされたことにより、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

### 2 政務調査費に関するこれまでの取組みについて

杉並区議会では、条例制定時から、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会のいわゆるモデル条例案では規定していないところの出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう定めて透明性の確保に努めている。その後、平成 18 年第 4 回区議会定例会においては、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の用途に関しては、議会改革に関する検討調査部会を中心に議会内部で検討を重ね、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」を制定し、平成 19 年 5 月 1 日から施行している。

さらに、平成 19 年 11 月から翌 3 月まで議会内部に「杉並区議会政務調査費検討会」を設置して政務調査費の用途に関する検討を進め、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、報告書を取りまとめた。この報告書においては、客観性をより担保させるため、政務調査費の「用途基準」をより具体化した詳細な「用途基準細目」を定めることとされたため、これを踏まえ、規程に「用途基準細目」を追加し、平成 20 年 4 月交付分の政務調査費から適用している。

その後も、平成 21 年度に議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、継続的に自主的な改善に取り組み、また、より適正な執行の確保を目的として、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政

務調査費専門委員会」を平成22年度に設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ね、そこでの議論等を踏まえて検討委員会で検討を行い、使途基準細目の一部を改正する等、その時々々の社会情勢を踏まえ、継続的に見直しを図ってきている。

こうした見直しの中で、事務所費の賃借料についても、自己所有の場合、賃借の場合など具体的な事例に応じた取扱いについて定め、例規集に掲載（ホームページ上で公開）し明らかにしているところである。

### 3 本件措置請求書における事務所費の内容

安斉議員は、賃貸人b氏との間で杉並区西荻南2丁目所在の物件（以下「本件事務所」という。）について月額85,000円で賃貸借契約を締結し、ここを安斉あきら事務所として使用している。

このことについては、本件事務所の居室数は1室のみであり、事務所の扉及び扉の横には、安斉あきら事務所と書かれた看板が掲げられていること、また、本件事務所は、「安斉あきら後援会」を含め、他の団体等に転貸等を行っている事実はないことを区議会事務局で確認している。

本件事務所においては、区議会議員としての政務調査活動のほか、政治活動にも利用しているため、規程の「使途基準細目」に規定されているとおり、年間1,020,000円のうちの2分の1に当たる510,000円を政務調査費で支出し、残りの2分の1については、政治活動として利用していることから、その利用分については、政治資金規正法に基づき、同法第19条に規定する資金管理団体たる「安斉あきら後援会」によって、東京都選挙管理委員会に収支報告書を提出した旨の報告を受けている。

### 4 請求人の主張に対する反論

請求人は、あたかも安斉議員が、同人名義で賃借した事務所を、第三者（安斉あきら後援会）に転貸し、当該第三者から賃料を得ながら、そのことを隠し、その賃料を差し引くことなく、契約した金額を前提に政務調査費の交付を受けることは違法、無効であり、その金額の返還を求めているようであるが、以下のとおり全くの事実誤認と言わざるを得ない。

#### (1)「安斉あきら後援会」の収支報告書における事務所費について

政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的（第1条）として定められたものである。

その第19条第1項において、公職の候補者は、その者がその代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができるとしている。

そこで、安斉議員は、同人に係る政治資金の収支を明らかにするため、同人を代表者、同人の自宅である杉並区上井草4丁目を主たる事務所の所在地として、「安斉



あきら後援会」を設立し、これを政治資金規正法第19条に定める資金管理団体として、東京都選挙管理委員会に届け出て、同法第12条の規定に基づき、毎年の収支報告書を提出しているものである。

当該収支報告書における、事務所費については、安斉議員が区議会議員として、また、政治家として活動するために借り受けた杉並区西荻南2丁目所在の本件事務所賃借料のうちの政治活動部分について、その収支を明らかにし、収支報告書に掲載するため、安斉あきら後援会宛の領収書を発行したものであり、「安斉あきら後援会」がその自らの活動場所とするために借り受けたものでない。領収書但書に「事務所賃借代」とあるのは、賃貸人であるb氏と賃借人である安斉あきら議員との間で締結された賃貸借契約に係る賃借料を指すものであって、「安斉あきら後援会」と安斉議員との間で別の賃貸借契約が締結されたことを示すものではない。

このことは、繰り返しになるが、同後援会の事務所所在地が請求人添付資料の収支報告書に記載されているとおり、杉並区上井草4丁目であることから明らかである。すなわち、「安斉あきら後援会」が負担した金員は、本件事務所の使用の対価としてではなく、安斉議員の政治活動に対する活動資金として支出されたものである。

## (2) 事務所費として政務調査費から支出できる範囲について

杉並区議会では、前記2で述べたとおり、政務調査活動で利用する事務所費について政務調査費を充てることのできる経費として定めている。次に、事務所費総額のうちの政務調査費を充てることのできる割合についても、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上経費を合理的に区分することが困難な場合が多いため、事務所専用として賃借している場合は、使用面積等による区分も困難であることから事務所賃借料の支出割合の上限は2分の1とし、政務調査費で支出することを用途基準細目で規定しており、本件事例は、何らこれに反するものではない。

## 5 まとめ

これまで述べてきたとおり、安斉議員は、自らの政治活動に要した経費と政務調査活動に要した経費の透明性を確保するために、それぞれ適正に報告書等を記載し、提出等を行っているものであり、請求人が指摘するような自ら賃借した事務所を第三者に転貸し、賃料を得ているような事実はそもそもないのであるから、請求人の請求は何ら理由がないものと言わざるを得ない。

杉並区監査委員

小林 英雄 様

同

岩崎 英司 様

杉並区議会

議長 井口 かづ子

政務調査費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 25 年 2 月 14 日付 24 杉監査第 516 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

安斉あきら議員の事務所費（平成 23 年度分）に関する部分における請求人が指摘する不当である等と記載してある内容について、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

安斉議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 23 年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

3 請求人の主張に対する見解等

安斉議員は、賃貸人 b 幸市氏との間で杉並区西荻南 2 丁目所在の物件（以下「本件事務所」という。）について月額 85,000 円で賃貸借契約を締結し、ここを安斉あきら事務所として使用している。

このことについては、本件事務所の居室数は 1 室のみであり、事務所の扉及び扉の横には、安斉あきら事務所と書かれた看板が掲げられていること、また、本件事務所は、「安斉あきら後援会」を含め、他の団体等に転貸等を行っている事実はないことを区議会事務局で確認している。

本件事務所においては、区議会議員としての政務調査活動のほか、政治活動にも利用

しているため、規程の「使途基準細目」に規定されているとおり、年間1,020,000円のうちの2分の1に当たる510,000円を政務調査費で支出し、残りの2分の1については、政治活動として利用していることから、その利用分については、政治資金規正法に基づき、同法第19条に規定する資金管理団体たる「安斉あきら後援会」によって、東京都選挙管理委員会に収支報告書を提出した旨の報告を受けている。

請求人は、あたかも安斉議員が、同人名義で賃借した事務所を、第三者（安斉あきら後援会）に転貸し、当該第三者から賃料を得ながら、そのことを隠し、その賃料を差し引くことなく、契約した金額を前提に政務調査費の交付を受けることは違法、無効であり、その金額の返還を求めるとしているようであるが、以下のとおり全くの事実誤認と言わざるを得ない。

#### (1)「安斉あきら後援会」の収支報告書における事務所費について

政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的（第1条）として定められたものである。

その第19条第1項において、公職の候補者は、その者がその代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができるとしている。

そこで、安斉議員は、同人に係る政治資金の収支を明らかにするため、同人を代表者、同人の自宅である杉並区上井草4丁目を主たる事務所の所在地として、「安斉あきら後援会」を設立し、これを政治資金規正法第19条に定める資金管理団体として、東京都選挙管理委員会に届け出て、同法第12条の規定に基づき、毎年の収支報告書を提出しているものである。

当該収支報告書における、事務所費については、安斉議員が区議会議員として、また、政治家として活動するために借り受けた杉並区西荻南2丁目所在の本件事務所賃借料のうち政治活動部分について、その収支を明らかにし、収支報告書に掲載するため、安斉あきら後援会宛の領収書を発行したものであり、「安斉あきら後援会」がその自らの活動場所とするために借り受けたものでない。領収書但書に「事務所賃借代」とあるのは、賃貸人であるb氏と賃借人である安斉あきら議員との間で締結された賃貸借契約に係る賃借料を指すものであって、「安斉あきら後援会」と安斉議員との間で別の賃貸借契約が締結されたことを示すものではない。

このことは、同後援会の事務所所在地が請求人添付資料の収支報告書に記載されているとおり、杉並区上井草4丁目であることから明らかである。すなわち、「安斉あきら後援会」が負担した金員は、本件事務所の使用の対価としてではなく、安斉議員の政治活動に対する活動資金として支出されたものである。

## (2) 事務所費として政務調査費から支出できる範囲について

杉並区議会では、政務調査活動で利用する事務所費について政務調査費を充てることのできる経費として定めている。次に、事務所費総額のうちの政務調査費を充てることができる割合についても、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上経費を合理的に区分することが困難な場合が多いため、事務所専用として賃借している場合は、使用面積等による区分も困難であることから事務所賃借料の支出割合の上限は2分の1とし、政務調査費で支出することを用途基準細目で規定しており、本件事例は、何らこれに反するものではない。

これまで述べてきたとおり、安斉議員は、自らの政治活動に要した経費と政務調査活動に要した経費の透明性を確保するために、それぞれ適正に報告書等を記載し、提出等を行っているものであり、請求人が指摘するような自ら賃借した事務所を第三者に転貸し、賃料を得ているような事実はそもそもないのであるから、請求人の請求は何ら理由がないものと言わざるを得ない。

## 4 議員からの説明

政務調査費による事務所賃借料の支出は、政務調査費用途基準及び同細目（以下「用途基準等」という。）に基づき、以下の理由により正当に会計処理されている。

### <理由1>

事務所賃借料の支出は、政務調査活動と政務調査活動以外の目的で使用される事が前提となって用途基準等が定められており、政務調査費で支出することのできる事務所賃借料の支出割合の上限が決められている。

したがって、事務所賃借料の支出にかかる経費全体を政務調査活動と政務調査活動以外の目的、政治活動とで一定の按分を行うことは必然であり不当な支出ではない。

### <理由2>

このように議員が事務所を使用する際、議員活動のみではなく政治活動等にも使用する事は一般的な話であり、このようなことが想定されることを前提に用途基準等も定められている。私の事務所も同様であり、一定の按分を行い、それぞれ経費を負担している。

なお、事務所は契約当初より、議員個人の事務所として賃借しており、他の者又は団体に転貸等をしている事実は一切ない。

今回、「安斉あきら」から「安斉あきら後援会」を宛名として、年間510,000円の事務所賃借料の領収書を発行したことから疑義が生じているが、この後援会は、「安斉あき

ら」が自らの政治資金の収支を明らかにするため、同人を代表者として、杉並区上井草4丁目所在の同人の自宅を事務所所在地（請求人の指摘している杉並区西荻南2丁目の事務所所在地ではない。）として政治資金規正法第19条に規定する資金管理団体として設立したものである。当該後援会は、「安斉あきら」のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体（資金管理団体）として適正に届け出ており、同人の政治活動として利用している分の賃借料として契約当事者の「安斉あきら」に支払ったものにほかならない。

政治団体の活動にかかる経費の収支報告は、政治資金規正法で義務づけられており、当該年の1月1日から12月31日までの収支報告を翌年の3月31日まで、所管する行政機関に報告を行わなければならない。本件の場合には東京都選挙管理委員会が所管する行政機関である。また、5万円以上の支出が発生した場合は領収書の添付が義務付けられており、政治資金規正法上、適切な事務処理を行い東京都選挙管理委員会に報告をしなければならない。

また、東京都選挙管理委員会に添付する領収書については、宛名（安斉あきら後援会）及び金額（510,000円）ただし書（事務所賃借代）が正確に記載されていることが必要であり、収支報告と支出の証明を東京都選挙管理委員会に届ける際の必須要件である。上記の要件が満たされていないならば、収支報告及び支出の証明は困難であり東京都選挙管理委員会は収支報告を受理することはできない。

したがって、宛名及び金額、ただし書の何れかが不適切であれば支出を証明する領収書としては扱われない。

本件の領収書については、平成25年2月8日に杉並区選挙管理委員会を通じ東京都選挙管理委員会に確認をしたところ、必須要件はすべて満たされており、支出の証明を正確に示す証拠書類であるという回答を得ている。

後援会活動を含む政治活動を目的とし、その支出の収支報告及び領収書の添付を怠る事は政治資金規正法に抵触をすることとなり適正な処理がなされないことになる。

### <理由3>

今回の件が転貸に当たるかを契約立会人であるcに平成25年2月15日に確認したところ、契約当事者が使用するのであれば、同人が代表を務める団体の代表者として使用していたとしても、社会通念上、不動産取引における転貸に当たらないと認識しているとの回答を頂いた。

また、契約当初より本人が議員活動および政治活動を行う事を想定して事務所の賃貸借契約を結んでおり、今回の件は転貸の認識は一切無く、賃貸借契約にも抵触しないとの回答を頂いた。

参考：事務所の賃貸借契約の第8条（禁止事項）（2）賃貸借室の全部又は一部を第三者に転貸し、若しくは使用させること。

請求人は、あたかも「安斉あきら後援会」が、全くの別団体であり、その団体へ転貸しているにもかかわらず、賃借料の2分の1を政務調査費で支払っていることが違法と言っているようではあるが、「安斉あきら後援会」は、政治資金規正法第19条に定める「安斉あきら」本人を代表とする資金管理団体の名称であり、同後援会が団体として当該事務所を使用しているのではなく、「安斉あきら」の政治活動で使用している部分の賃借料を資金管理団体の役目として収支報告書に記載しているものであり、請求人が事実を誤認しているに過ぎないものである。

#### <理由4>

請求人は「すぐろ議員」の事務所賃借料負担の例を挙げ、意見陳述で私の支出について違法と主張しているが、すぐろ議員の場合は、区議会議員としての事務所とそれとは全く異なる政治団体「みどりの未来」の事務所として使用しているのに対し、「安斉あきら」の場合は、他の団体に転貸ないしは共有している事実はないのであるから、同一視することはそもそも無理があると言わざるを得ない。

以上のことから、政務調査費による事務所賃借料の支出は何ら問題がなく適正な支出である。

#### <参考>

請求人には、住民監査請求が提出される前の平成24年12月上旬にこの問題の疑義について、約1時間程度説明を行い全くの誤認である事と見解の相違であることを伝えた。

そのうえで、請求人に対し、なぜ必要以上にこの問題を問題視するのかと尋ねたところ、普通の議員であれば話題性がなく自身のブログなどに書いても読者の興味を引かないためここまでやらない。東電社員であり話題性があるため、今後ブログや有料サイトに記事を掲載するとの請求人からの発言があった。

このような自分の売名行為のために適法な行為をあたかも違法なことをしているかのように取り繕い、監査請求を行うことは許されないことであり、また、意見陳述において、当住民監査請求と関係のない私に対する誹謗中傷的な文書の掲載がされていますが、完全な事実誤認であり大変迷惑をしているところである。